

# 学校宿直制度の実態とその検討（第二報・最終稿）

—その1 成立と廃止をめぐる歴史的考察—

## Actual Situation and Its Examinations of School Night Duty (Final Report-1)

— A Historical Study on the Establishment and Abolition —

青 木 純 一 \*

Junichi AOKI

**要旨：**本稿は学校で宿日直が始まる明治中期と、廃止へと向かう終戦後の一時期を中心に、その目的や背景を明らかにした。学校に宿日直制度が成立するきっかけは天皇の写真、御真影の「奉護」が目的である。1890（明治23）年頃になって国家主義的な風潮が強まる中、学校に御真影が「下賜」されその「奉護」を目的に各地の学校で宿日直が始まった。宿日直が定着すると、学校は夜間や休日でも比較的訪れやすい場所となる。宿日直を通して教員同士や児童生徒、地域住民との交流もしだいに増える。

戦後になって御真影や教育勅語がなくなると、学校施設の管理のみが宿日直の目的となる。時代の変化もあって、しだいに廃止を要望する声が高まり、宿日直教員に対する殺人事件や暴行事件をきっかけに宿日直廃止の動きは大きく広がる。宿日直問題は国会でも取り上げられ、警備員配置のための国の予算が付く1960年代後半になると、宿日直の実施率は急速に低下し、1980年代の初頭にはほぼ全国の学校で廃止された。

**キーワード：**宿日直制度，御真影，宿直日誌，地域と学校，警備員制度

### 1. はじめに

学校にはかつて宿日直制度があった。「宿日直」とは宿直と日直を併せた言葉で「日宿直」と呼ぶ場合もあるが、その意味するところは同じである。いずれも学校施設等の安全管理を目的に教員が夜間や休日に宿泊・勤務することをいう。ところが、宿日直制度はその本来の目的とは別に、宿直や日直に従事する教員と同僚教員や児童生徒、あるいは地域住民とが交流する学校の非日常的な空間ともなる<sup>1)</sup>。宿日直という通常とは異なる業務の場集うからこそ教員同士の絆や文化が生まれ、児童生徒にとっても教員や学校への愛着や信頼を生み出す重要な役割を果たしていた。宿日直制度をこのように捉えると、あらためてその詳細を知ることは単に懐古趣味には終わらない学校や教員、あるいはこれからの教育の在り方を考えるひとつのヒントが隠されている

\* あおき じゅんいち 客員研究員・日本女子体育大学体育学部

と思われる。

宿日直制度をめぐるこれまでの研究は、成立期である明治期の国家主義教育の象徴とされる御真影や教育勅語を「奉護」する目的と関連して考察したものはあるが<sup>2)</sup>、正面からその中味を分析・考察したものではない。また民主主義教育へと変わった終戦後の宿日直制度にかかわる研究は、宿日直が教員の本務か否かをめぐってその妥当性を問う法解釈論等が中心であった<sup>3)</sup>。ここでも宿日直の実態を整理し教育史上の役割や価値を考察するような研究はみられない。

すでに学校の宿日直が廃止となって40年が経とうとしている。宿日直の経験者がしだいに少なくなる中で、あらためて宿日直の様子を聞き取り教育史上に記録する研究が必要だといえよう。詳しい宿日直の実態は別稿に譲るが、本稿はその前提となる宿日直制度が成立する明治期と、廃止へと向かう終戦後の一時期を中心に、成立と廃止の目的や背景を明らかにすることが課題である。

## 2. 宿日直制度の成立と展開

### (1) 宿日直制度が成立した背景

宿日直の開始は明治中頃である。各学校に「下賜」された天皇・皇后の写真、御真影の「奉護」がその目的だといわれ、祝祭日や儀式の際に御真影に拝礼する習わしが学校に定着する頃から見られる<sup>4)</sup>。

岩本勉によれば、御真影を一般国民に拝礼させる慣行は1873（明治6）年頃から始まる<sup>5)</sup>。奈良県が庁内に御真影を掲げるために「下賜」を申し出たのがこの年である。当時、御真影は売買を禁止されており、必要に応じその都度「下賜」を申し出る必要があった。ちなみに御真影の売買が許されるのは1891（明治24）年からである。

1874（明治7）年には東京開成学校（後の東京大学）に御真影の「下賜」が行われるが、この当時は国や政府機関に配布する習わしがあり、のちに学校に「下賜」される「奉体形成」の目的とはその意味が異なっていた<sup>6)</sup>。

御真影が本来の目的で学校に「下賜」されるのは1880年代の後半からだと思われる。たとえば、1886（明治19）年には宮内庁が第1高等学校に御真影を「下賜」したという記録がある。同じ年には沖縄県の師範学校へも御真影が「下賜」される<sup>7)</sup>。

以下は、神奈川県尋常師範学校へ御真影が「下賜」されたことを伝える1888（明治21）年の新聞記事である。

御真影拝戴 神奈川県尋常師範学校に於て拝賀式等執行の節、天皇、皇后両陛下の御真影を拝して聖徳を頌し万歳を祝し、忠君愛国の士気を涵養せしめんが為、県庁より其筋へ御真影拝戴の儀を願ひ出でたるに、此程宮内大臣より下賜せられたりと云ふ<sup>8)</sup>。

この時期の御真影に関する新聞記事を拾うと、高知県の中学校が「両陛下の御写真下付の儀」を申し出たという1889（明治22）年6月の記事<sup>9)</sup>、また、同年10月には沖縄県知事の上京に合わせて宮内庁より御真影が「下賜」され、帰県後に各小学校に配布するという記事もある<sup>10)</sup>。文部省は、1889（明治22）年12月に入ると市町村立高等小学校に対し御真影に関するつぎのような通牒を出した。

聖上並皇后宮御写真之儀、是迄道府県立小学校へハ夫々拝戴相成来候処、自今高等小学校へモ申立ニヨリ下付可相成筈ニ有之候、就テハ拝戴方申立相成候ニハ先以後来維持ノ目的モ確立シ且他ノ規範トモナルヘキ優等ノ学校ヲ撰ミ当省ヲ経テ申立相成可然候<sup>11)</sup>

この通牒はこれまで一部の官立学校にのみ「下賜」した御真影を、これからは高等小学校にも「下賜」する旨の内容である。むろん高等小学校もその存在は地域にわずかであり、さらに「規範トモナルヘキ優等ノ学校」に限定した「下賜」である。しかし、学校制度が整うに従って学校種を越えて御真影の「下賜」が広がるきっかけとなる通牒であった<sup>12)</sup>。

1885（明治18）年2月に日本初の内閣が発足すると、名実ともに近代国家として形式を整える様々な改革が行われるが、それは学校教育でも同じであった。1885（明治18）年12月に初代文部大臣に就任した森有礼は、それまでの学制（1872年）や小学校令（1879年）を、小学校令、中学校令、師範学校令など学校種ごとの詳細な法令にまとめた。こうした学校制度の整備は教育内容においても同じである。たとえば、以下に1888（明治21）年12月の新聞記事を挙げたが、元旦や紀元節など祝祭日に生徒を学校に登校させ、御真影に拝礼し君が代や唱歌を歌う行事が定着したのもこの頃である。

小学校の新年唱歌 公私立共各学校にては来一月一日各生徒を校内に集めて、陛下の御影像を拝し君が代并新年の唱歌を奏して万歳を祝する事に取極め、各学校に於ては其準備中なる由<sup>13)</sup>

教育勅語（謄本）が1890（明治23）年10月30日に全国の学校に「下賜」されたこの頃においても、御真影は一部の学校のみであった。ところが、つぎの記事に「公立にして永遠に維持し得る見込みある学校」（付点筆者）とあるように、配布する学校の範囲は徐々に広がりをみせる。

御真影下賜 公立の学校に依りては、天皇陛下の御真影を下賜せられし向きもあるとなるが、公立小学校といふも数多き事なり殊さら僻地の学校へは御下賜覚束なかるべしとの遠慮より右下賜の儀を出願せざる向きも少なからざる由なるが、其筋の内定にては公立にして永遠に維持し得る見込みある学校へは普く下賜せらるべき筈なるやに承はる<sup>14)</sup>

儀式における教育勅語と御真影の一体的な取扱いもこの頃から一般化する。1891（明治24）年4月の「小学校設備準則」（省令）は「校舎には天皇陛下及び皇后陛下ノ御影並教育ニ関スル勅語ノ謄本ヲ奉置スヘキ場所ヲ一定シ置クヲ要ス」（第二条）と定め、同年6月の「小学校祝日大祭日儀式規程」は国民の忠君愛国の精神を涵養する学校儀式の在り方を詳細に示すが、以下はその一部である。

第一条 紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及新嘗祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ

- 一 学校長教員及生徒天皇陛下及皇后陛下ノ御影ニ対シ奉り最敬礼ヲ行ヒ且両陛下ノ万歳ヲ奉祝ス但末タ御影ヲ拝戴セサル学校ニ於テハ本文前段ノ式ヲ省ク
- 二 学校長若クハ教員、教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス
- 三 学校長若クハ教員、恭シク教育ニ関スル勅語ニ基キ聖意ノ在ル所ヲ誨告シ又ハ歴代天皇ノ

盛徳鴻業ヲ叙シ若クハ祝日大祭日ノ由来ヲ叙スル等其祝日大祭日ニ相応スル演説ヲ為シ忠君愛国ノ志氣ヲ涵養センコトヲ務ム<sup>15)</sup>

学校儀式の際に御真影に「拝礼」し、天皇陛下万歳を唱え、教育勅語を「奉読」し、さらに校長による講話、最後が「君が代」斉唱という一連の流れがこうして定着した。御真影や教育勅語の取り扱いがこれだけ厳しく求められる中、「奉護」が目的の宿直制度は、いつ頃、どのように始まったのか、具体例をもとに宿直の成立過程を次にまとめた。

## (2) 旧開智学校における宿直制度の成立過程

長野県松本市の旧開智学校には貴重な教育史料が多数ある。これら史料を復刻した『松本市制施行八十周年記念出版 史料開智学校』（以下、史料開智学校）をみると、その中に当時の「宿直日誌」（明治二十七年度～明治二十九年度）や「内規」がある<sup>16)</sup>。この「日誌」や「内規」を参考に宿直の様子をさぐるが、その前にまず旧開智学校の誕生から宿直制度が始まるまでの経緯をまとめておきたい。

旧開智学校は1873（明治6）年に開校する。その後、1889（明治22）年9月に松本尋常小学校と校名を変更した。この松本尋常小学校が長野県に御真影の「下賜」を願い出るのは2年後の1891（明治24）年4月28日である。長野県は10月19日に「下賜」を決定、翌月11月3日に松本尋常小学校は御真影の拝戴式および拝賀式を挙行了<sup>17)</sup>。

松本尋常小学校は1892（明治25）年4月から高等科を設置し、松本尋常高等小学校となる。この松本尋常高等小学校で宿直が始まるのは「下賜」から約2年半後の1894（明治27）年5月7日であった<sup>18)</sup>。御真影の「下賜」と宿直の関係をさらに詳しく知るために、松本尋常高等小学校の「内規」をみると、そこに宿直規程が記されるのは「松本尋常高等小学校内規」（明治二十九、三十年度）からである。全22条からなるこの「内規」には全7章の内規細則があるが、第二章が「御真影奉衛規程」、第三章が「宿直規程」である。

「宿直規程」は「宿直員は主として、御真影奉衛の責に任ず」（第一条）と目的を定め、全14条で宿直員の仕事や行動に厳しい制限を加えている。たとえば、「宿直員は何等の事情あるも相当の代理人なくして他出すへからず」（第三条）、「宿直中は一切の酒類を飲用すべからず」（第七条）、「宿直員は猥に外人を誘入すべからず」（第九条）、「宿直中の出来事は細大となく宿直日誌に記載すべし」（第十一条）等が挙げられる<sup>19)</sup>。

ちなみに、御真影が「下賜」された翌年、1892（明治25）年の「松本尋常高等小学校内規」（全12章）の欄外には朱筆で「御真影奉衛規程ヲ加フ 宿直規程ヲ加フ」という添え書きがあった<sup>20)</sup>。この朱筆は「内規」の改訂に向けて書き加えたものと思われる。よって、御真影の「下賜」が即宿直の開始ではなく、「下賜」と宿直開始との間には多少の時間的ずれがあったとみてよい。

教育勅語（謄本）が全国の学校へ「下賜」されるのが1890（明治23）年10月である。学校が「奉体形成」の役割を強めるのがこの時期だと思われるが、国の法令に「宿直」が規定されるのは1900（明治33）年の小学校令施行規則で、「教員にして宿直する者には賄料を給すべし」（第百六十一条）とあった。これらの事実を総合すると、宿直は1890（明治23）年から1900（明治33）年の10年ほどの間に全国に普及したと思われる。

そこで松本尋常高等小学校が宿直を開始した頃の様子を「宿直日誌」（明治27年6月～8月）からまとめ、その特徴を挙げる。

第1に、宿直日誌は「月日、宿直員姓名、天候、事変、公事」<sup>21)</sup>の5項目を必須とした。しかし、実際の日誌をみると、「事変、公事」の記述は少なく、日時・天候・氏名のみを記す場合が多かった。たとえば、「七月二日／岡村良次郎／夜中曇天 別に異事なし」「七月十二日／関繁連／天候静穏 校内無事」という具合である。しかし、稀に以下のような詳細な記録もあった。

七月三日

宿直員 長尾玄三太

夕刻東北方曇り微に雷鳴あり暫時にして止む、夜九時頃に至りて全く晴天となる、宿直室備の蠟燭三分の一位の灯し余り他に壺本の要意なし、マッチは箱中に只二本ありしのみ其の内壺本は点灯の際過て風の為め消失せられ、余壺本を以て点灯す依てマッチの用意亦なし、小使小塩は七時に他出せしを以て小松に純シ蠟燭壺本とマッチ壺箱を求めたり、九時四十分小塩帰る、午後十一時眠に就く時東南の風少しく起れり、ノミの攻撃甚しく午前二時半に至るも眠る能わず、時風少しく起れり強勢を加ふ、校内壺回巡視す無事又眠に就くも、ノミの為め亦眠る能わず遂天明に至る、其他無事<sup>22)</sup>

第2に、宿直回数は少ない教員が3ヶ月に1回、多い教員が3～4回である。たとえば、6月1日担当の「三邨寿八郎」はそれ1回だが、6月2日担当の「横山豊次」は計3回、6月3日担当の「高橋登来雄」も計3回ある。よって、宿直員の負担は平均すると月1回程度だったと思われる。また、当時の松本尋常高等小学校「職員名簿」と「宿直日誌」中の宿直員名を照合すると、宿直は教員以外の賄人やほかの職員も分担したと推察される。

第3に、以下の事例が示すように、学校には夜間も相当数の来校者があった。宿直員が配置されたことで学校は外部に開かれた施設になったともいえる。さらに宿直員の都合で交代することもしばしばみられた。あらたに宿直制度が始まったことで、宿直員の混乱や負担は相当にあったと推察できる。

六月一日

宿直員 三邨寿八郎

天候静穏

午後八時来訪するもの曰く木島仙蔵君 石田君、同十分を過ぎて叩門するもの曰く木邨鎮来河邨の二君、続て来訪するもの曰く上伊那郡同窓会員小田切真君、同四十分頃に至り来訪するもの曰く菅谷貫 横山 長尾の三君也、同九時三十分頃に至り来訪者相携へて皆家に帰りぬ<sup>23)</sup>

「宿直日誌」は明治41年・42年度もあるが、開始当初の明治27年と比べると極めて詳細な記述に変わる<sup>24)</sup>。この間、松本尋常高等小学校は1897（明治30）年に宿直の実施方法を松本町役場に問い合わせた。その回答書には「御真影奉衛規程及教員宿直心得」が示され、「第九条 宿直員は妄りに外人を誘入するを禁ず」、「第十一条 宿直中の出来事は細大宿直日誌に記載すへし」等の記載があった。明治中期に始まる宿直は定着するに従ってその内容も厳しく管理されるようになったと思われる<sup>25)</sup>。

### 3. 戦後における宿日直廃止への動きとその背景

#### (1) 社会の変化と宿日直制度廃止への動き

終戦後、日本の学校制度は大きく変わる。これまで式典で「奉読」し「奉拝」した教育勅語や御真影も同じである。終戦の翌年、1946（昭和21）年9月5日、文部省は教育勅語奉読廃止を通達、10月5日には「君が代」合唱、御真影「奉拝」規定を国民学校施行規則から削除した。

しかし、当初の目的がなくなってもすぐに宿日直制度が廃止されることはない。公共施設である学校の夜間や休日の管理は引き続き校長や教員に任される。さらに学校は地域住民が日頃から集い利用する場でもあった。今日でも災害時の避難場所や選挙の投票所として学校が利用されることは多いが、当時から放課後や夜間に保護者が使用することはもちろん、電話や携帯のない時代には緊急事態の発生や相談のたびに親や子どもは学校に足を運んだ。その際の学校の窓口が宿日直担当教員である。

ところが、戦後になって人々の生活が豊かになると、滅私奉公や「企業戦士」が否定され「マイホーム主義」と呼ばれる自分中心の生活スタイルを求める風潮が強まる。また人々の中に権利意識も定着し、所定の労働時間を超えて土日や夜間に働くことへの不満も徐々に大きくなる。こうした宿日直制度廃止に向けた間接的な動きに、さらに直接的な事件も重なって、宿日直制度は廃止に向けて大きく動き出すことになる。

宿日直制度の廃止への動きは終戦後ほどなくみられた。たとえば、1948（昭和23）年に日本教職員組合（以下、日教組）婦人部が「日直廃止に関する決議」をまとめている。当時の労働基準法第61条が女子の休日勤務を制限し、第62条が女子の深夜業を禁止する中、日直による女子教員の休日出勤はこの条文に触れるというのが決議の内容である<sup>26)</sup>。結局、労働省や文部省と日教組との間でたび重なる交渉が行われ、宿日直手当を改善しこの問題はいったん沈静化する。

ところが、しばらくすると東京都で宿日直廃止への動きが再び活発化する。きっかけは、1950（昭和25）年7月～8月に東京の城西地区一帯で多発した小・中学校の放火事件や学校荒らし等の盗難事件である。当時の資料によると、当該年度内の放火事件が50件、盗難事件が287件もあった<sup>27)</sup>。まだ終戦まもない物資欠乏の時代であり、学校の備品や用品に目を付けた盗みであった。

さらに翌1951（昭和26）年3月になると、東京都教育委員会（以下、都教委）と東京都教職員組合（以下、都教組）との間で宿日直をめぐる対立が表面化する。都教委が火事を起した学校の校長と宿直員を処分したことが事の発端である。都教組は宿直制度こそが問題で処分は不当だと訴えたが、都教委にしても現状の宿日直制度がよいとは考えていなかった。

翌4月に入ると都教委は「都立学校警備員規定制定について」を出し、都立学校の警備員配置を決める。この動きに江戸川区が追随すると、警備員の配置は「燎原の火」のごとく23区全体へと波及し各区で宿日直の廃止が進められる。

しかし、宿日直廃止の動きは必ずしも東京都全体で一致してはいない。東京23区および立川市と八王子市を除く三多摩地区・島嶼は警備員制度に反対した。この地域は住宅事情が悪く宿直室に寝泊まりする若手教員が多いことや、宿直手当を「小遣い稼ぎ」にする教員も多いことが背景にあったと言われている<sup>28)</sup>。結局、三多摩地区や島嶼で宿日直制度が廃止されるのはそれから十年後である。

東京都と較べると全国的な宿日直制度廃止への動きは鈍い。こうした中で宿日直制度廃止が全

国的な動きとなる事件が起きる。学校はその構造上、外部に対して無防備な場所であるが、1963年（昭和38）年2月3日、広島県福山町（現福山市）の小学校で日直中の女性教員が立て続けに暴漢に襲われた。また、1965（昭和40）年12月14日には和歌山県橋本市の小学校で宿直中の教員が殺される事件も起きる<sup>29)</sup>。このほかにも「学校荒らし」と呼ばれる窃盗や盗難事件が相変わらず頻発する現状にあった<sup>30)</sup>。

## （2）宿日直制度をめぐる国会の論点

学校の安全確保という観点から宿日直問題は国会でも大きな問題となる。1964（昭和39）年2月の第46回衆議院において、三木喜夫（日本社会党）外8名が「学校警備員の設置に関する法律案」を提出した。この法律は「学校に学校警備員を置き、（中略）教員の負担を軽減して教員が教育に専念することができるようにするとともに学校に係る火災、盗難等の防止」が目的である<sup>31)</sup>。政府は翌1965（昭和40）年3月26日の第48回国会衆議院文教委員会に学校警備員小委員会を設置し、そこで集中審議することを決定する<sup>32)</sup>。以下は学校警備員小委員会における審議過程の概要である。

1965（昭和40）年4月7日、第1回学校警備員小委員会が開かれる。冒頭で政府委員安嶋弥は、学校警備員を置く自治体は1963（昭和38）年12月1日現在、全3,433ヶ所中135ヶ所（3.9%）、警備員は4,692人であると報告した<sup>33)</sup>。

第2回学校警備小委員会（4月14日）から本格的な議論が始まる。冒頭、質問に立った長谷川正三（日本社会党）は元東京都教職員組合委員長という経歴のもとに宿日直に対する政府の姿勢を糺した。まず長谷川が教員の宿日直に携わる法的根拠を尋ねると、政府委員福田繁は「学校教育法におきまして『校長は、校務を掌り、所属職員を監督する』という規定がございます。（ところが、）そういう諸般の仕事は校長一人だけではとうていやり得ませんので、校務の分掌ということになるわけでございますが、そういう校務の分掌を校長が各教員に命ずるといようなたてまえから、それぞれの教員も校長の命によって校務を分掌するということになろうかと思いません」と回答した（括弧は筆者）<sup>34)</sup>。また宿日直業務の目的には盗難予防や火災予防、営造物の保全、書類の保全、緊急連絡等があると申し添えていた<sup>35)</sup>。そこで長谷川は、「先生が宿日直しておいて火事が起こった場合、その責任はどういうことになりますか」<sup>36)</sup>と尋ねると、福田は「学校の直接の運営をまかされておる校長の責任」であるが、「個々のケースでもって判断いたさなければならぬ」<sup>37)</sup>とそつのない答弁に終始する。

宿直そのものが男性教員には大きな負担である。長谷川は、「大きな学校に一人の先生が泊まって、そして盗難も予防し、あるいは火災を予防する、こういうことはまず精神的に非常に大きな重圧であります。しかも子供たちが帰ったあと学校を一巡する、また寝る前に一巡する、できれば夜中にもう一回起きて一巡をする、そして朝起きたらまっ先に子供たちの来ないうちにもう一回見て回る、少なくとも三回ないし四回は巡視をしなければならぬ」<sup>38)</sup>とその負担の大きさを強く訴えた。また日直についても「これは女の先生が主として当たっていると思いますが、ふだん家庭の主婦として——今日の日本の家庭生活においては、職業婦人というものは、常に二重の過重労働を背負うというようなかっこうになっているのが現実だと思っておりますが、そういう中で、また日曜というようなものは特別たまった家事の整理あるいは疲れたからだの休養等で非常に貴重な日なのですが、それが日直のためにまた一日学校で、とうとう一週間二回日直をやれば、二週間ぶっ続けて勤務するということになります。」<sup>39)</sup>と述べ、過重な宿日直で教員が疲弊すれば教育効果が下がると指摘した。

第3回学校警備員小委員会（4月28日）も議論の大筋は同じである。参考人として呼ばれた広島県神辺町教育委員会教育長坂本覚一は、宿日直の負担という視点から4つの課題を挙げた。第1が、学校の規模が大きいほど巡視の負担も大きくなる。第2が、教職員数の少ない学校は一人当たりの負担が増える。第3が、夜間に地域住民が学校を利用すると宿直の負担が増える。そして第4が、女性教員のひとり勤務は安全上に不安がある、であった。

同じ参考人の岐阜県川辺町長熊谷忠も「私たちが客観的に考えまして、非常に問題であると思いますのは、一週間に、男の先生が四人おるといたします。教頭を含めてとにかく四日に一ぺん宿直をしなければならない。小さい学校に行くと三日に一ぺん宿直をする、こういう状態が続いてきますと、非常に体力的に問題になるわけでございます。」と指摘、また女性教員の日直も「男の先生が宿直しておる場合に、一週間おきに日直に出ることになると、一ヶ月の間二日しか休みがない」<sup>40)</sup>と同様の説明をした。

福島県相馬市立中村第一中学校教諭遠藤松義は、実際に宿日直をする立場から、「福島県内で一週間に二回以上宿日直をやっている学校数は総数九百二十二校のほぼ三分の一になっております」、「仕事の状況というものを申し上げますと、一つは、一々ストープに手を入れて、それこそ手をまっ黒にして火を確かめます。それから、火の気のないところであっても、それはたんねんに見ます。あるいは、忘れた戸締り、それから机が曲がっているのを直したり、そういうふうなところを見たり、それから外部から若い男女が入ってきたり、密会の場所にしたり、そういうふうなこともたまにあるわけですがけれども、そういう問題に非常に神経を使いますし、こういうことを行いまして巡視すれば、私の学校ではたっぷり一時間はかかりまして、これを一晩に三回以上続けるわけです。」<sup>41)</sup>と仕事の過酷さを報告した。

参考人による宿日直に関する証言を受けて政府委員安嶋弥は、「これは労働基準法に基づきまして認められている勤務でございまして、(中略)それぞれ労働基準に関する行政機関としての市町村長の許可を得て現に行われておるわけでございます」<sup>42)</sup>と違法性はないと言いながらも引き続き検討すると答えた。

第4回学校警備員小委員会（5月12日）は冒頭から先の4つの課題に議論が集中する。政府委員高橋恒三が、宿日直の詳細な実態調査がない中で4課題への疑問をそれぞれ示すと、三木喜夫は詳細なデータを挙げて反論した。こうして最後は今後に向けて宿日直に係わる課題を整理することを確認し本委員会は決着した<sup>43)</sup>。

学校警備員小委員会はこの間に計4回開催し、1966（昭和41）年5月25日の文教委員会に最終報告を行った。その内容は、第1が、学校警備員の設置は望ましい方向だが、問題点もあることから政府は必要な調査を実施する。第2が、文教委員会においても教職員の宿日直や学校警備員制度の実態を把握するために必要な現地調査を行う。第3が、宿日直頻度の高い小規模学校の教職員の軽減を図るために必要な措置を講ずる、以上3点である<sup>44)</sup>。この間に野党議員やその支持団体が「学校警備員設置に関する請願」を国会に繰り返し提出した。また、1967（昭和42）年からは日教組も宿日直問題の全面解決に向けて全廃闘争を組織した<sup>45)</sup>。

### （3）廃止にいたる宿日直の変化

学校警備員小委員会の報告を受けて、文部省は宿日直に関する初めての实態調査を実施する。「公立学校の勤務時間外における管理状況等の実態調査」の一部として1966（昭和41）年6月15日に行われた調査によると、宿日直の実施率は小学校88.9%、中学校93.8%、高校82.6%である。また、教員一人あたりの宿直回数は小学校教員（男性）が月平均2～3回、中学校が1～2回、



高校は3ヶ月に1回程度であった。日直回数は小学校教員（女性）で月平均1回未満、多くとも月2回程度である。

この調査は宿直中の業務内容も尋ねたが、それによると「夜間巡視」は1日平均3回であった。また宿直中の「緊急文書・電話対応」は多くとも1回で、それも全体の約1割の学校のみである<sup>46)</sup>。この結果をみるかぎり、休日や夜間に職員の勤務が必要な緊急事態は殆どなかった。

図1は教員の宿直実施率の学校種別変化である。文部省による宿日直実態調査が行われた1966（昭和41）年から1981（昭和56）年までを表している。ただし、昭和42年度、昭和46年度、昭和55年度の調査は未実施である。

この図をみると、宿直を実施する学校は、昭和41年度は80%～90%以上あったが、3年後の昭和44年度になると小中学校で50%を切り、高等学校は約25%と4分の1にまで減少した。それ以降も実施率は減少を続け、昭和50年度には各学校種ともに10%未満となる。こうした急激な変化の背景には学校警備員小委員会の動き、1968（昭和43）年から始まる国の学校管理設備費補助の財政措置、また日教組を中心とする宿日直廃止運動も大きく影響したと思われる。宿直実施率の著しい減少傾向は日直についても同じで、宿直より一年早い1975（昭和50）年には10%を切っていた。

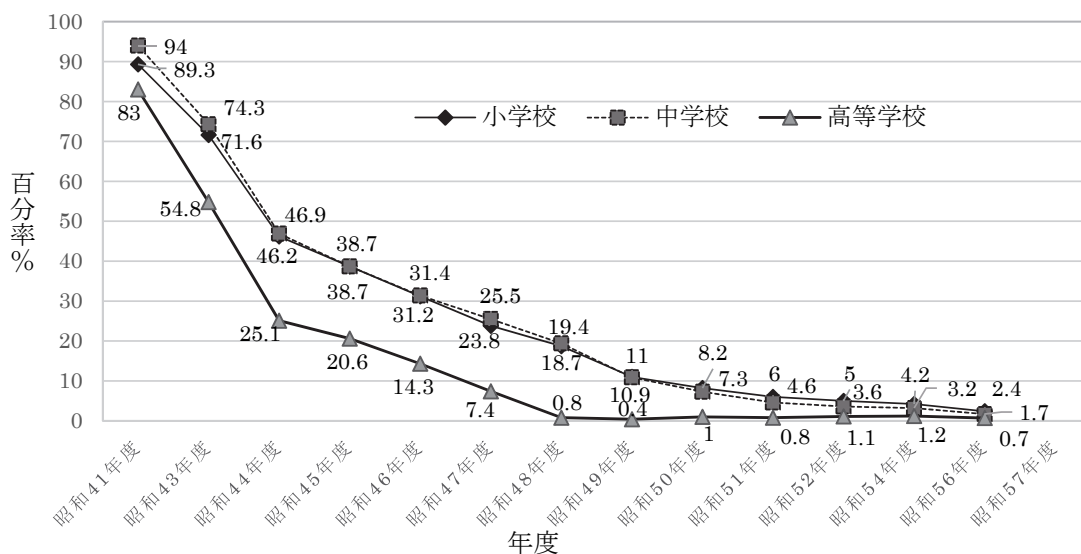


図1 宿直実施率の学校種別変化

注) 文部省『教育委員会月報』（1966年～1982年）より作成。

#### 4. おわりに

宿日直制度の成立と廃止の時期に絞ってそれぞれの目的や背景を探したが、あらためて要点をまとめて結語とする。

教員の宿日直制度が成立するきっかけは御真影の「奉護」が目的である。1890（明治23）年頃になって国家主義的な風潮が強まり学校に教育勅語や御真影が「下賜」されると、その「奉護」

を目的に各地の学校で宿日直制度が始まる。当初、御真影の「下賜」は選ばれた学校のみであった。よって、宿日直もこうした学校のみで行われた。それが御真影の広がりとともに全国に宿日直が定着する。各学校の内規等に宿日直に関する詳細が見られるのが1900（明治33）年前後からである。

宿日直が定着すると、学校は夜間や休日でも訪れやすい場所になったと思われる。それが教員同士や児童生徒との関係、また教員と地域住民との接触を増やし、日常の学校とは異なる関係づくりにも寄与したと思われる。

戦後になって御真影や教育勅語がなくなると、宿日直の目的は学校施設の管理が中心となる。戦後まもない頃から宿日直廃止を要望する声は教職員組合を中心にあったが、大きな運動となるきっかけが宿日直教員の殺人や暴漢事件であった。宿日直問題が国会でも取り上げられると、早々に文部省は実態調査や対策に取り組んだ。国の予算が付く1960年代後半になると、宿日直の実施率は急速に低下し、1980年代初頭にはほぼ全国の学校で廃止された。

#### 註)

- 1) 八藤後忠夫、斎藤修平、青木純一、岡本紋弥、佐藤和平「学校宿直制度の実態とその検討（第一報）—廃止直前の頃—」『文教大学 生活科学研究』第38集、2016年。
- 2) 佐藤秀夫編『続・現代史資料（8）教育 御真影と教育勅語 I』みすず書房、1994年、および小野雅章『御真影と学校—「奉護」の変容』東京大学出版会、2014年、がある。
- 3) 青木宗也「宿日直は教員の職務か—東京都教員懲戒処分時府県—」『法學志林』第56巻第3号、1956年、等。
- 4) 佐藤秀夫、前掲書、18頁。
- 5) 岩本勉『「御真影」に殉じた教師たち』大月書店、1989年。
- 6) 佐藤秀夫、前掲書、10頁。
- 7) 同前。
- 8) 『毎日新聞』1888年7月14日。
- 9) 『読売新聞』1889年6月7日。
- 10) 『読売新聞』1889年10月1日。
- 11) 岩下勉、前掲書、14頁。
- 12) 佐藤秀夫、前掲書、12頁。
- 13) 『東京朝日新聞』1888年12月28日。
- 14) 『東京朝日新聞』1890年5月25日。
- 15) 1900（明治33）年の小学校施行規則は、対象となる儀式を削減し、「第二十八条 紀元節、天長節及び一月一日ニ於テハ職員及児童生徒、学校ニ参集シテ左ノ式ヲ行フヘシ」とあるように元始祭、神嘗祭及新嘗祭の宮中行事は除かれ、その代りに1月1日の元旦を新たに加えた。
- 16) 重要文化財旧開智学校資料集刊行会『史料開智学校 組織と運営1』第7巻、松本市、1996年。なお、旧開智学校の『宿直日誌』の保存年度は、明治27年、明治28年、明治29年、明治41年、明治42年、大正3年、大正7年、大正14年、また『日宿直日誌』は、昭和18年、昭和20年である。
- 17) 「史料開智学校」第21巻、288頁。
- 18) 同前、292頁。
- 19) 「史料開智学校」第7巻、56－65頁。
- 20) 同前、49－53頁。
- 21) 同前、206頁。
- 22) 同前、211頁。
- 23) 同前、209頁。
- 24) 同前、259－388頁。
- 25) 同前、258－259頁。

- 26) 日本教職員組合編『日教組婦人部三十年史』、132頁。
- 27) 同前。
- 28) 同前。
- 29) 『朝日新聞』1965年12月14日。
- 30) 『朝日新聞』によれば、1960（昭和35）年と1961（昭和36）年の2年間で「学校荒らし」と呼ばれる事件が9件報じられている。
- 31) 「第四十六回衆議院文教委員会議録」第七号、1964年2月8日。
- 32) 「第四十八回国会衆議院文教委員会議録」第一二号、1965年3月26日。
- 33) 「第四十八回国会衆議院文教委員会学校警備員小委員会議録」第一号、1965年4月7日。
- 34) 「第四十八回国会衆議院文教委員会学校警備員小委員会議録」第二号、1965年4月14日。
- 35) 同前。
- 36) 同前。
- 37) 同前。
- 38) 同前。
- 39) 同前。
- 40) 「第四十八回国会衆議院文教委員会学校警備員小委員会議録」第三号、1965年4月28日。
- 41) 同前。
- 42) 同前。
- 43) 「第四十八回国会衆議院文教委員会学校警備員小委員会議録」第四号、1965年5月12日。
- 44) 「第四十八回国会衆議院文教委員会議録」第二十五号、1966年5月25日。
- 45) 日本教職員組合編『日教組三十年史』415 - 420頁。
- 46) 岡本昭「『教職員の宿日直等の実態調査』結果の解説」『教育委員会月報』NO.205、1967年、29頁。